

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成18年12月26日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年1月19日から同年2月8日まで縦覧に供する。

平成19年1月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
柿の谷地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 柿の谷地区	土庄町農林水産課
網代地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 網代地区	〃